

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和4年12月14日開催 全国地方銀行協会／

令和4年12月15日開催 第二地方銀行協会]

1. 有価証券運用モニタリングについて

- 地域銀行の中には、有価証券運用を重要な収益源と位置付け、相応のリスクテイクを行っている先も多いと承知している。各行においては、経営体力やリスクの状況に応じて、適切なリスク管理態勢を構築することが必要である。
- こうした観点から、金融庁総合政策局の専門チームが、監督局・財務局と連携しつつ、有価証券運用を含む金融機関の市場リスクに関し、大手行のみならず一部の地域銀行を対象に横断的なモニタリングを行っている。なお、本取組は昨年事務年度から行っているものであるが、本事務年度はより力を入れて取り組んでいる。
- 具体的には、各行がどのような背景・戦略を持ち、どのようなポートフォリオ運営を目指しているかを確認する観点から、ポートフォリオの構築・管理等を中心に現状を確認し、必要があればその改善・高度化に向けた対話を行っているところである。
- 今回の横断的なモニタリングは、リスクテイクの状況のほか、預金・貸出金の規模など、地域の金融システムへの影響も勘案し、ある程度の規模の先を主な対象先として実施しており、今事務年度までの2年間で20行弱が対象となる見通し。それ以外の銀行においても、昨年来の金融市場のボラティリティも踏まえ、自行の運用態勢の点検及び課題への対応を図っていただきたい。

2. サイバーセキュリティ演習(Delta Wall VII)の振り返りについて

- 「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習 (Delta Wall VII)」について、演習に参加した銀行を対象に、インシデント対応例や改善点などを振り返るべく、

意見交換を実施した。

- 今後、演習結果の評価・分析を行った上で、演習に参加した金融機関に対して評価結果を還元するとともに、その後、業界全体に対しても共通課題などを共有する予定。
- 各行においては、本演習のフィードバックも活用しながら、インシデント対応能力の向上に取り組んでいただきたい。

3. マネロン対策等に係る令和4年度一般会計補正予算及びマネロンシステムの共同化について

- 2022年10月28日に総合経済対策が閣議決定され、臨時国会で令和4年度補正予算が成立した。
- マネロン対策については、金融機関におけるマネロン対策等の更なる高度化・効率化等に関する施策として、
 - ・ 「AIを活用したマネー・ローンダリング対策高度化推進事業」
 - ・ 「継続的顧客管理に係る利用者の理解向上に必要な経費」に係る予算を確保しており、業界からの意見を踏まえながら、国として有効的に執行していきたい。
- 特に、「AIを活用したマネー・ローンダリング対策高度化推進事業」は、我が国金融機関の取引モニタリングや取引フィルタリング等の高度化を後押しするため、為替取引分析業者が共同システムを構築するにあたり、国庫補助を行うもの。
- FATF第4次審査では取引モニタリング等の高度化・効率化が必要と指摘されており、第5次審査に向けてこれを確実に実現することは我が国金融業界にとって極めて重要である。
- 現在、全銀協において、マネロンシステムの共同化に向けた株式会社の設立準備を行っていることと承知。
- 金融庁としては本取組に高く期待しているところ、各行においては、持

続可能な対策を講じるという中長期的な視野に立って、自行のマネロン管理態勢をどう高度化していくのか、その中で共同システムをどう活用できるのか、しっかり検討を進めていただきたい。

4. マネロン対策等に係る広報について

- 金融庁では、継続的顧客管理の完全実施のため、一般利用者のご理解と協力を得るべく、マネロン対策等に係る広報を積極的に行っている。
- 2022年12月4日には、政府広報の一環として、東京FM等で、マネロン対策をテーマにしたトーク番組を全国配信したところ。
- 放送内容は1年間、政府広報オンラインの公式HP等で閲覧可能であるため、是非ご覧いただきたい。

5. テロ資金供与対策等に係る説明会について

- FATF 第4次対日相互審査では、有効性審査において、「警察庁警備局及びJAFICの専門知識を活用した、テロ資金供与対策に係るアウトリーチを金融機関に対して実施すること」が指摘事項（Recommended Actions）の1つとして勧告されているところ。
- この指摘踏まえ、2022年12月上旬、警察庁と合同で、テロ資金供与対策等に係る説明会をオンラインで複数回開催し、合計約2,000名に参加いただいた。
- 各金融機関においては、説明会で説明した資料等も使いつつ、テロ資金供与等リスクに係る理解を深めていただき、マネロン・テロ資金供与リスクの管理態勢向上に努めていただきたい。

6. 「仕組債」に係る対話を踏まえた販売会社におけるプロダクトガバナンスの重要性について

- 国民が安定的な資産形成を行うためには、金融商品の組成・販売・管理等

の各段階で、金融機関による顧客本位の業務運営を確保することが欠かせない旨、これまでも申し上げてきた。今回は、販売会社におけるプロダクトガバナンス、すなわち、個々の金融商品の選定、顧客への金融商品の提案、販売後のフォローアップといった一連の流れへの経営陣の関与の重要性について申し述べたい。

- 各金融機関とは、仕組債の取扱いを中心に対話を進めてきたが、例えば、仕組債を長年販売してきたにも関わらず、経営陣に「仕組債とは何か」を改めて説明しているなど、経営陣が十分に理解・関与していなかったのではないかと推察される先が見られた。また、ノックイン事象が多発した後になってようやく検証したものの、短期間の限られたデータのみでリスクを判断している先や、そもそも定量的な検証自体を行っていない先も見られた。
- 顧客への金融商品の提案に際しては、①商品そのもののリスク、②顧客の期待リターンがリスクに見合ったものか、③事業者側によるコスト転嫁の結果として顧客のリターンが過小となっていないか、などの観点からの検討が必要である。その上で、第2線・第3線が、事後的に顧客の損益状況等のデータを検証し、経営陣も関与して「顧客の最善の利益」がもたらされているか振り返ることも重要である。
- 経営陣においては、個々の商品選定の全てに関与することを求めるものではないが、こうした検証やその結果の報告が適切になされるようなプロダクトガバナンス態勢を整備していただきたい。
- なお、こうした問題意識に基づき、全地域銀行宛に、こうした検証結果の振り返りを含むアンケートを12月5日付で発出しており、アンケートへの回答を宜しくお願いしたい。また、一部の銀行におかれては、ヒアリングにも協力をお願いしたい。
- 金融庁としては、本アンケートを通じて、改めて、顧客本位の業務運営を考えるきっかけにして頂きたいと考えており、送付文の別紙に「金融庁の問題意識」を示すとともに、「銀行として対応して頂きたいこと」を示しているので、確認いただきたい。

7. 経済対策を踏まえた事業者支援の徹底等について

- 2022年11月28日に「中小企業の金融の円滑化等に関する意見交換会」を開催し、金融担当大臣等より、官民の金融関係団体等に対し、年末、年度末の資金繰りについて、万全の対応に努めていただくようお願いするとともに、10月28日に決定した政府の経済対策を踏まえ、事業者支援の徹底等について要請を行った。
- 新型コロナウイルス感染症の長期化や世界的な物価高騰への対応等様々な課題に直面する中、足元の経営環境の変化、更には、資金需要の高まる年末を迎えることを踏まえ、事業者の業況を積極的に把握し、資金繰り相談に丁寧に対応するなど、事業者のニーズに応じたきめ細かな支援を徹底頂くよう改めてお願いしたい。
- 加えて、今後、新型コロナウイルス感染症の影響の下で債務が増大した事業者の事業再生・再チャレンジを支援する必要性も更に高まっていくと考えられる。
- 特に、新たに創設する借換え需要等に対応する保証制度については、既に中小企業庁より制度概要が示されていると承知しているが、本制度の利用に際しては、①経営指標の向上目標を含む計画の策定や、②金融機関による継続的な伴走支援を求めていく方針であり、金融機関の協力が不可欠である。現在、早期の制度開始に向けた準備が進められているところ、本制度の活用に向け、関係機関とも密に連携し、丁寧かつ親身に対応いただくようお願いしたい。

8. 地域金融機関の人材仲介機能の高度化に向けた大企業人材への周知・広報について

- 2023年初頭に、都市部の大企業人材を主な対象として、地域金融機関の人材マッチングに関する現状や課題、地域企業で働くことの意義ややりがいへの理解促進を目的としたイベントを開催する予定。
- 各金融機関におかれては、地域企業より寄せられた経営人材ニーズに応じていくにあたり、引き続き、REVI Career への求人票の登録等、活用も検

討いたきたい。

9. LIBOR からの移行対応について

- ドル以外の LIBOR は 2021 年 12 月末に公表停止したが、円とポンドの一部テナー（期間）について、市場データを用いて算出する擬似的な LIBOR、いわゆる「シンセティック LIBOR」が、2022 年 1 月以降、時限的に公表されている。このうち、シンセティック「円」LIBOR は 12 月末、シンセティック「ポンド」LIBOR のうち 1 か月物と 6 か月物については 2023 年 3 月末に公表が停止される。これまでのモニタリングを通じて、シンセティック LIBOR の移行対応は概ね順調に進捗していると評価しているが、エクスポージャーを有する金融機関におかれては引き続き対応をお願いしたい。
- また、2023 年 6 月末に公表停止が予定されているドル LIBOR についても、現時点においては、移行対応に特段大きな問題は見受けられないが、時間軸を意識したドル LIBOR からの移行対応を引き続きしっかりと進めていただきたい。
- 金融庁としても、引き続き日本銀行とも連携して各金融機関の移行対応をモニタリングするとともに、その状況に応じた対応の徹底を求めていく。

10. ロシア産原油等に係るプライス・キャップ制度の実施について

- 2022 年 12 月 2 日、G7 及びオーストラリアは、ロシアのエネルギー収入を減少させつつ、世界的なエネルギー市場の安定を確保するため、ロシア産原油に係る当面の上限価格（プライス・キャップ）を、1 バレル当たり 60 ドルとすることについて合意・公表した。
- この合意に沿って、我が国においても、2022 年 12 月 5 日、外国為替及び外国貿易法に基づき、当該上限価格を超える価格で取引されるロシア産の原油の取引については、サハリン 2 プロジェクトで生産された原油を除き、海上輸送に関連するサービス（海上保険、貿易金融、海運、通関）の提供を禁止することとされている。

- 本措置の対象となる金融サービス（海上保険、貿易金融）を提供しようとする場合は、関連する原油取引が上限価格を下回るものかどうかの確認を含め、適切に対応いただきたい。

その際、本措置の運用上の留意点を整理した「ロシア産原油等に係る上限価格措置（プライス・キャップ制度）のQ & A」も参照いただくとともに、ご不明な点は金融庁に照会いただきたい。

（参考）今般の措置はロシア産の「原油」を対象として実施するが、「石油製品」についても、2023年2月5日からの実施に向けて、別途措置を行う予定。

11. 資産所得倍増プランについて

- 2022年11月28日、新しい資本主義実現会議において、我が国の家計金融資産の半分以上を占める現預金を投資に繋げることで、持続的な企業価値向上の恩恵が資産所得の拡大という形で家計にも及ぶ「成長と資産所得の好循環」を実現する観点から、「資産所得倍増プラン」が決定された。
- 同プランでは、
 - ・ 家計金融資産を貯蓄から投資にシフトさせる NISA の抜本的拡充や恒久化
 - ・ 加入可能年齢の引上げなど iDeCo 制度の改革
 - ・ 消費者に対して中立的で信頼できるアドバイスの提供を促すための仕組みの創設
 - ・ 雇用者に対する資産形成の強化
 - ・ 安定的な資産形成の重要性を浸透させていくための金融経済教育の充実
 - ・ 世界に開かれた国際金融センターの実現
 - ・ 顧客本位の業務運営の確保などの施策が盛り込まれている。
- 「資産所得倍増プラン」を実現し、正しい情報と金融知識の下、国民の行

動変容をもたらし、NISA 等の裾野を広げ、安定的な資産形成を達成する上で、金融機関の理解・協力が不可欠である。特に、金融経済教育については、各実行主体の戦略的・効果的なリソース活用や中立性の確保等から、官民の連携強化が極めて重要である。金融経済教育推進機構（仮称）或いは、機構の設立以前に設置する協議会等の運営において、金融機関の協力を今後ともお願いしたい。

12. 三陸・常磐ものネットワーク（仮称）への参加について

- 福島等の本格的な復興に向けて“三陸・常磐もの”の魅力を発信し、消費を拡大する枠組みを経済産業省が立ち上げる。
- 本取組は、三陸・常磐地域における水産業等の本格的な復興、将来にわたる水産業等の持続的な発展につなげることを狙いとしており、政府機関及び産業界等が一体となったものとなっている。
- 本ネットワークへの参加について、検討いただき、積極的な参加をお願いしたい。

（以 上）